

一宮市マスコットキャラクター使用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、一宮市マスコットキャラクター「いちみん」（以下「キャラクター」という。）のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、「キャラクター」とは、一宮市が定めたマスコットキャラクターの基本デザイン（別図）及び活力創造部観光交流課長（以下「観光交流課長」という。）が別に定めるその展開デザインのことをいう。

（キャラクターの使用）

第3条 何人も、営利を目的としないで、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において、キャラクターを使用することができる。

2 前項に定めるもののほか、キャラクターのデザインを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ観光交流課長の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- （1）一宮市及びその外郭団体が使用するとき。
- （2）学校等が教育の目的で使用するとき。
- （3）一宮市内の町内会等の住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- （4）報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- （5）その他観光交流課長が使用を適当と認めたとき。

（使用の承認申請）

第4条 申請者は、一宮市マスコットキャラクター「いちみん」デザイン使用申請書（様式第1）に必要書類を添えて、観光交流課長に提出しなければならない。

（使用の承認）

第5条 観光交流課長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- （2）特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認められるとき。

- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
 - (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (5) 一宮市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (6) キャラクターのデザインを第 7 条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
 - (7) 申請者が次のアからウまでのいずれかに該当するとき。
 - ア 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）に属している者。
 - イ 反社会的勢力により、その事業活動を支配されている。
 - ウ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与し、もしくは便宜の供与を受ける等の関係を有している。
 - (8) その他観光交流課長が使用について不適当であると認めたとき。
- 2 観光交流課長は、前項の規定による申請を承認するときは、一宮市マスコットキャラクター「いちみん」デザイン使用承認（変更）通知書（様式第 2）により通知するものとする。
- 3 観光交流課長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

（使用料）

第 6 条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

- 第 7 条** キャラクターのデザインの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、観光交流課長が指示する使用条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。
 - (3) キャラクターのデザインを印刷物（商品に印刷するものを除く。）に使用するときは、当該紙面の面積の 4 分の 1 の大きさを超えないこと。
 - (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
 - (5) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (6) 商標登録出願を行わないこと。
 - (7) 商品等は、完成後、速やかに観光交流課長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状の分かる写真の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

（承認内容の変更）

第 8 条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ一宮市マスコットキャラクター「いちみん」デザイン使用承認変更申請書（様式第 3）を観光交流課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 観光交流課長は、前項の規定に基づき、承認することが適当と認めた場合は、一宮市マスコットキャラクター「いちみん」デザイン使用承認（変更）通知書（様式第 2）により通知するものとする。

3 使用者は、変更申請の承認後についても、第 7 条の規定を遵守しなければならない。

（使用承認の取消し）

第 9 条 観光交流課長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

（2）偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

（3）前 2 号に掲げるもののほか、観光交流課長が不適当と認めたとき。

2 観光交流課長は、前項の規定により承認を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した書面をもって通知するものとする。

3 第 1 項の規定により承認を取り消された者は、承認取消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

4 観光交流課長は、承認を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

（責任の制限）

第 10 条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、一宮市は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、観光交流課長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 19 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 1 月 15 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 11 月 18 日から施行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別図（第 2 条関係）

